

平成29年度

刈羽村社会福祉協議会 事業紹介

特集号



地域で支えよう福祉社会

掲載した内容へのお問い合わせ

社会福祉法人 刈羽村社会福祉協議会
TEL 0257-45-2026 FAX 0257-45-2066
E-mail:karisya@kariwasyakyo.or.jp

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会が目指すもの

社会福祉協議会（略して「社協」）は、**地域福祉**を推進することを目的とした、営利を求める民間の組織です。
※

福祉について規定している「社会福祉法」（平成12年施行）において、社協は「地域福祉を推進する団体」として明記されています。

社協は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様の他、民生委員児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することが出来る「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動を行っています。

※地域福祉 → それぞれの地域において、人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むこと。

社協と赤い羽根共同募金

市町村社協の多くがその地域の共同募金の事務局を担い、毎年10月～12月に実施している赤い羽根共同募金活動に協力しています。

平成29年度 刈羽村社会福祉協議会基本方針

わが国の経済は企業の生産活動が活発化し、個人消費も緩やかな持ち直しが続くと期待されていますが、刈羽村ではその実感をなかなか感じとることができない状況にあります。

また、近年の福祉を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、刈羽村においても急速な高齢化と少子化が同時に進み、平成28年12月の高齢化率は29.6%となり、核家族化による家族の介護力の低下など地域福祉の在り方が問われています。

認知症高齢者、一人暮らし高齢者・高齢者世帯等が増加し、これまでの自助、共助、公助に互助（ボランティア活動・住民組織の活動・趣味、サークル活動）による地域住民の助け合いが更に求められています。

当協議会では平成28年度から実施しています介護保険法の改正に対応する「お茶飲み'S学校『いこうて』」と、これまで実施しています『ふれあいカフェ』『男の茶の間』を刈羽村介護予防教室事業として高齢者が介護状態になることを防ぐための事業を刈羽村から新たな受託事業として再スタートさせます。

地域の人々誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民の皆様に対し住民主体の福祉活動を推進していきます。

平成29年度から刈羽村が実施いたします生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター及び協議体の事務局業務を受託し、村内の生活支援に関するニーズを把握して、質の高い在宅福祉サービスの提供、社会福祉事業の更なる充実や地域に密着した社会貢献事業等を行政、村内事業者と連携し、積極的に展開することとします。

いつまでも“いきいき”と！

介護予防教室事業

刈羽村新規受託事業

今まで開催してきた介護予防及び地域の集いの場事業を再編し、介護予防教室として新たにスタートしました。

開催日時：各コースによって異なります。 10:00～15:00

対象者：要支援1または2の方。基本チェックリストに該当する方。

参加費：500円

会場：刈羽村老人福祉センター

●「いこうて」コース（月・水・木・金曜日開催）

家に閉じこもりがちで声掛けや見守りが必要な方が、仲間との交流や趣味・余暇活動を通じて孤立感の解消を図り、要介護状態になることを予防します。



●「ふれあいカフェ」コース（火曜日開催）

身の回りのことを自分でできる方が定期的な外出で健康を保ち、仲間との交流や趣味・余暇活動を通じて社会的交流を行い、孤立感の解消を図ります。



●「男の茶の間」コース（金曜日開催）

男だけの集いの場として、定期的な外出で健康を保ち、仲間との交流や趣味・余暇活動を通じて社会的交流を行い、孤立感の解消を図ります。

介護予防体操教室事業

●いきいき体操教室事業

楽しく介護予防や認知症予防をしたい方にオススメ！

開催日時：毎週水曜日 10:00～11:30 参加費：1ヶ月 800円

会場：刈羽村老人福祉センター 送迎：いきいき体操教室用の送迎バスがあります。

いきいき体操教室は、10周年を迎えました！



平成28年度で10周年を迎えた「いきいき体操教室」。28年度最後の教室では、参加者に対して継続をねぎらい、賞状と記念品を贈呈しました。また、10年間、いきいき体操教室を引っ張ってきてくださった講師の伊比悦子先生へも感謝状と記念品、参加者の皆さんからの寄せ書きをお渡しました。

●運動習慣づくり体操教室事業

早いうちから運動習慣をつくり、筋力強化としなやかな筋肉づくりを目指します。

開催日時：毎週金曜日 10:00～11:30

参加費：1ヶ月1,500円

会場：刈羽村老人福祉センター



地域のつどいの場

●ふれあい・いきいきサロン推進事業（刈羽村受託事業）

気軽に身近な集落センター等に集まり、お茶飲みやレクリエーション等を通じて仲間作りをし、孤独感の解消や介護予防・認知症予防を図ります。

刈羽村では、すべての集落で定期的にサロンが開催されています。サロンの運営は、住民の皆様によって行われています。

開催日時、会場ともに、集落によって異なりますので、各集落の区長さん、または当協議会までお問い合わせ下さい。



●刈羽村老人福祉センター オープン化事業（刈羽村受託事業）

刈羽村老人福祉センターを無料開放しています。カラオケや入浴が無料です。ぜひご利用下さい!!

開放日時：毎週土曜日・日曜日 9:00～16:00（入浴は10:00から）

ミニミニ教室

刈羽村老人福祉センターをもっと多くの方に利用していただけるよう、不定期で各種イベントを開催しています。



●いどばた喫茶「おいで家」（共同募金配分金事業）

住民の誰もが集える場としての交流スペースを用意し、おしゃべりや創作活動など、ぶらりと出掛けられる居場所づくりを行います。

開催日：第1水曜日 油田・黒川地区、第1木曜日 高町地区、第2木曜日 赤田地区、
第3木曜日 勝山地区、第4木曜日 刈羽地区

開催時間：10:00～12:00（昼食提供の日は10:00～14:00）

対象者：各地区にお住まいの方どなたでも（地区を越えての参加も大歓迎です。）

参加費：100円（昼食提供の場合300円）

会場：5地区の集会場で各毎月1回（刈羽地区は、刈羽村老人福祉センターが会場です。）



生活支援体制整備事業

刈羽村新規受託事業

生活支援コーディネーターの配置と、それを補完する組織として協議体を設置し、地域ニーズの把握や資源調整・開発支援等を行い、福祉関係団体、民間企業、集落組織、行政等の多様な事業主体と連携しながら、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的として生活支援体制を整備します。

生活支援コーディネーターが、地域の集いの場に顔を出し、地域に不足しているサービス等を発掘していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ボランティア活動のことならボランティアセンターへ！

●ボランティアの登録、ボランティア依頼の受付や派遣調整など

●コミュニティスクールへの協力



●各種ボランティア講座の開催



●中越沖地震10周年事業

平成29年7月16日で中越沖地震発生から10年の節目を迎えます。今後起こり得る災害のために刈羽村としてできる支援を考え、発信するイベントを福ふくフェスティバルと同時に開催します。



●ボランティアの集い

1年間のボランティア活動への労いと、ボランティア同士の活動の情報交換を行います。



ボランティア活動に関する相談・お問い合わせなど、お気軽にご連絡下さい。

地域のネットワークづくり

●あったかネットワーク推進事業（刈羽村受託事業）

いつまでも住み慣れた地域で生活していきたいという思いを大切に、地域住民の方から、隣近所で変わった様子がないかを気にするちょっとした気配りや、“お隣さんお元気ですか！”の声掛けをお願いしています。

活動例

- ・「カーテンが毎日開閉されているか」「新聞や郵便物が、郵便受けにたまっていないか」など、いつもと変わった様子が無いかといった気配り目配り
- ・「お隣さんお元気ですか！」「お変わりありませんか？」といった隣近所への声かけ

かりわ地域見守りわんわん隊

登録者募集中!!

普段の犬のお散歩の際に、隣近所の変わった様子がないか意識して気にかけていただく見守り活動です。お散歩バッグを持って犬のお散歩をしながら、お住まいの地域の見守りをお願いします。

メンバー登録の方法

当協議会の窓口にて登録をしていただきます。（その際、ボランティア活動保険に加入していただきます。保険料は当協議会が負担します。）

登録完了後、お散歩バッグを差し上げます。

注意事項

お散歩バッグは、第三者から見えるように持ってお散歩して下さい。この活動は、個人レベルの活動ですので、特別なコースを歩いたり、危険に近づいたりする必要はありません。



いつもと違う、気に掛かることがありましたら、刈羽村社会福祉協議会までご連絡下さい。

寝具類の衛生管理

●寝具洗濯消毒乾燥事業（刈羽村受託事業）

寝具類の衛生管理が困難な高齢者や障がい者に対して、業者が寝具の洗濯消毒乾燥を行います。

対象者：①布団洗濯のみ利用できる方

- ・重度心身障がい者の方（身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A保持者）
- ・介護保険認定者で要介護4,5の方

②布団洗濯とシーツ洗濯を利用できる方

- ・寝具の衛生管理が困難な65歳以上1人暮らしまたは、高齢者のみ世帯の方
- ・①の要件を備えていて、同居の家族が管理困難な方

内 容：布団洗濯は、掛布団・敷布団・毛布各1枚を1セットとし、年3回実施。

シーツ洗濯は毎月実施。1回につき2枚まで。

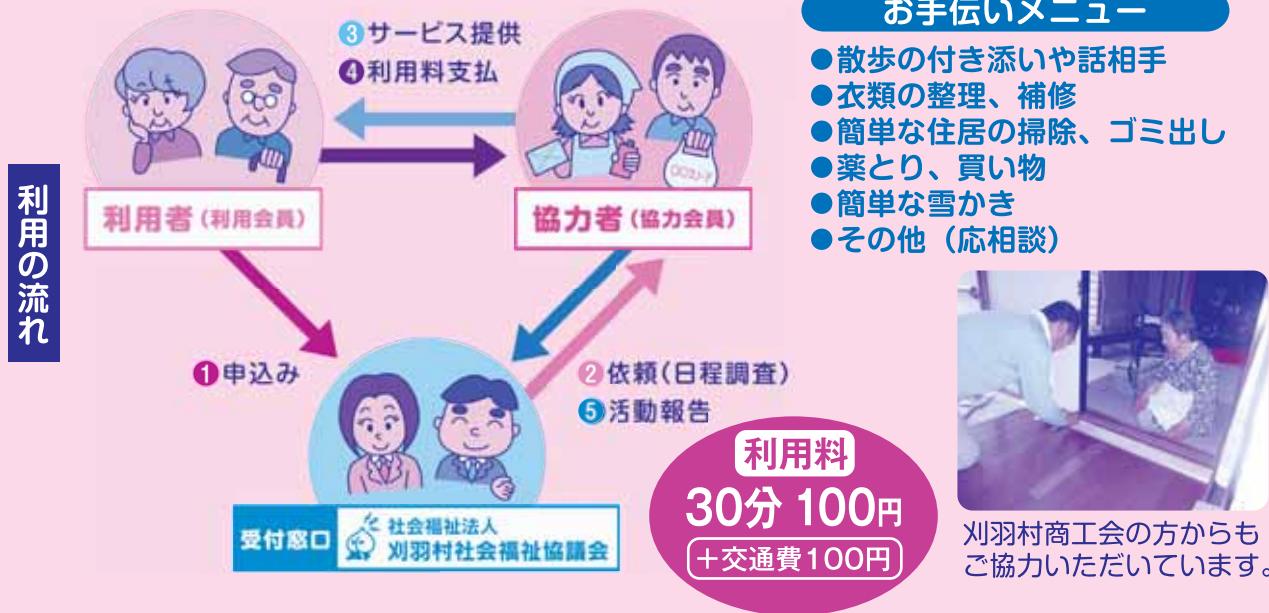


困り事はありませんか？

●ちょっとした困り事には…「かりわさえ愛ねっと」

30分100円で、下記のような困り事をお手伝いします。

対象者：高齢者、障がいをお持ちの方。（怪我、病気、妊娠等で生活上支援を必要とする方もご相談に応じます。）



刈羽村商工会の方からも
ご協力いただいています。

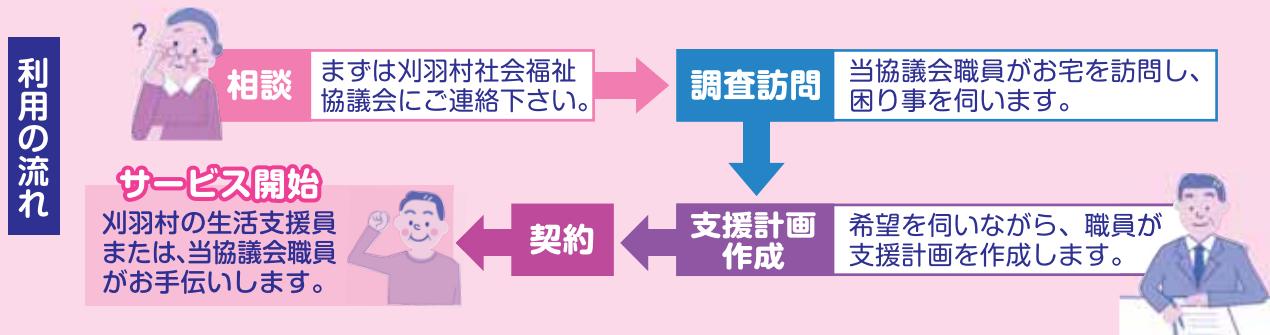
●判断能力が不十分な方へのお手伝い

「法人後見事業」

認知症や知的障がい、精神障がいといった判断能力が低下した方の法律行為を保護、支援します。

「福祉サービス利用援助事業」

対象者：認知症高齢者、知的障がいや精神障がいがある方等。



お手伝いする内容

●福祉サービス利用のお手伝い

- ・福祉サービスを利用したり、やめたりする手続き
- ・利用料の支払い
- ・苦情解決制度を利用する手続き

●日常的なお金の出し入れのお手伝い

- ・年金や福祉手当の受け取りに必要な手続き
- ・医療費の支払い
- ・税金や社会保険料、公共料金の支払い
- ・支払いに必要な預貯金の払い戻しや解約、預け入れの手続き

●大切な書類等のお預かり

銀行の貸金庫を利用して、年金証書、通帳、実印等を安全にお預かりします。

利用料
1時間 1,200円

別途、交通費がかかります。
※1時間超えた場合、
30分ごとに400円
かかります。

●お金の貸し付け

【生活福祉資金貸付】生活福祉資金貸付条件等一覧 (平成28年2月改正)

資金の種類	資金用途	貸付条件					
		貸付限度額	資金交付	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
1 総合支援資金(注)		収入の減少や失業者等により生活に困窮し、日常生活の維持に困っている低所得世帯を対象に、就労活動中の生活費や住居の転居等の費用等をお貸しする資金です。					
生活支援費	生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費用	2人以上世帯 月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内	原則3ヶ月 延長は3ヶ月ごとの最長12ヶ月以内まで	最終貸付した月の翌月から6ヶ月以内	10年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子	原則、必要
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	一括	貸付した月の翌月から6ヶ月以内		連帯保証人を立てられない場合 年1.5%	
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	一括	生活支援費との重複貸付の場合は、生活支援費最終貸付月の翌月から6ヶ月以内			
2 福祉資金		低所得世帯、障害者世帯又は介護等を要する高齢者がいる世帯を対象に、日常生活を送る上で、また自立生活に資るために、一時的に必要であると見込まれる費用をお貸しする資金です。					
福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内	一括	貸付の月の翌月から6ヶ月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子	原則、必要
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が ・6ヶ月程度 130万円以内 ・1年程度 220万円以内 ・2年程度 400万円以内 ・3年程度 580万円以内	分割(6ヶ月毎)	最終貸付した月の翌月から6ヶ月以内	8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内	一括	貸付の月の翌月から6ヶ月以内	7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内			8年以内		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内			8年以内		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内			10年以内		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養等の期間が1年を超えないとき 170万円以内 1年を超える1年6ヶ月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円以内	一括 もしくは 分割(6ヶ月毎)	一括交付の場合 貸付の月の翌月から6ヶ月以内	5年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子	原則、必要
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないとき 170万円以内 1年を超える1年6ヶ月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円以内			5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内	一括	貸付の月の翌月から6ヶ月以内	7年以内	連帯保証人を立てられない場合 年1.5%	
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内			3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内			3年以内		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内			3年以内		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内			3年以内		
緊急小口資金(注)	一定の要件により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	一括	貸付の月の翌月から2ヶ月以内	12ヶ月以内	無利子	不要
3 教育支援資金		低所得世帯を対象に、高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校専門課程、大学の就学や入学に際し必要な経費をお貸しする資金です。					
教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校専門課程又は大学に就学するのに必要な経費	(高校)月額3.5万円以内 (高専)月額6.0万円以内 (短大)月額6.0万円以内 (大学)月額6.5万円以内 特別の場合は上記額の1.5倍以内	分割(6ヶ月毎)	卒業月の翌月から6ヶ月以内	20年以内	無利子	原則、不要 ただし、就学する者が「借受人」に生計中心者が「連帯借受人」になること
就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校専門課程又は大学への入学に際し必要な経費	50万円以内	一括				

※住居用不動産を担保として生活資金を貸し付ける不動産担保型生活資金制度もあります（対象：低所得または要保護の高齢者世帯）

(注)「総合支援資金」と「緊急小口資金」の貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の支援を受けるとともに、社会福祉協議会及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

【刈羽村応急資金貸付】貸付対象：生活が困窮していて、急な出費が必要になった場合

貸付限度額：1世帯5万円

償還期間：2ヶ月据え置き10ヶ月以内

保証人：必要（親戚や近隣居住者）

- ・それぞれの資金貸付には貸し付け条件や申請に必要な書類があります。
- ・貸付は審査を経て決定されます。詳しくはお問い合わせ下さい。

幼い頃から福祉の心を育てる

●児童福祉事業（共同募金配分金事業）

- ①「福祉の心育成」事業
 - ・福祉教育プログラムメニューの提供など

- ②愛の絵はがき交換事業
小学校児童と一人暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者が年賀状交換を通して交流します。



米寿をお祝い

●米寿お祝い訪問事業（共同募金配分金事業）

米寿を迎える方のご家庭に、地区担当民生委員児童委員さんと当協議会職員が訪問し、米寿をお祝いします。



より良い年末年始を迎えていただくために

●歳末たすけあい事業（共同募金配分金事業）

高齢者や身体、心身に障がいのある方等が、より良い年末年始を迎える事ができるよう、家事援助を中心としたサービスを提供します。



ケアプランの作成

●居宅介護支援事業所

当協議会のケアマネージャー（介護支援専門員）がケアプランの作成を行います（無料）。

その他、安心して介護サービスを利用できるように支援します。



定年後の生きがいづくり

●刈羽村民活センター運営事業

短期的・臨時的な就業を提供し、高年齢者の社会参加の促進、生きがいの充実を目的として運営しています。

刈羽村民活センターではこんなお仕事をしています。

- 家や畠の除草
- 簡単な剪定、枝おろし
- 屋内外の軽作業
- 障子はり
- 宛名、賞状書き、企業、お店、福祉施設の軽作業など



生きがいやちょっとしたお小遣い稼ぎに!

☺ 民活センター会員募集 ☺

対象：刈羽村在住で原則として
60歳以上の健康な方

年会費：1,000円

会員登録を希望される方は、刈羽村老人福祉センター（刈羽村社会福祉協議会内）に「刈羽村民活センター登録申込・会員票」がありますので、必要事項を記入し、刈羽村民活センターまでお申し込み下さい。

一般家庭・企業・公共団体の方々へ

□ お仕事お任せ下さい □

ちょっとした仕事や短期的に手が足りない時などは刈羽村民活センターにお任せ下さい！

※作業単価は民活センターまでお問い合わせ下さい。

利用料は、各作業単価に事務費を合わせて請求させていただきます。

1時間程度の短時間のお仕事もお任せください。

各種福祉団体の運営のお手伝い

- 刈羽村老人クラブ連合会
- 刈羽村遺族会
- 刈羽村精神障害者家族会
- 刈羽村手をつなぐ育成会
- 刈羽村身体障害者福祉協会
- 刈羽村母子寡婦福祉会
- 刈羽村福祉ボランティア友の会

7つの福祉団体の事務局を担当しています。 **会員を随時募集中!!**

その他の

●社協のマイクロバス貸し出し

集落や老人クラブ、福祉団体、PTAなどの活動でバスが必要な時にご利用いただけます。

利用できる団体、事例

刈羽村内の、営利を目的としない地域・在宅福祉の増進を目的とする団体や、地域づくりや地域活性化を目的とする村内の任意団体に貸し出しを行います。

バスはニッサン シビリアン(29人乗り マニュアル車)です。
※平成28年度に公益財団法人刈羽村生涯学習振興公社から受けました寄付金(残余財産の引渡し)で、現在使用していますマイクロバスの入替えを行います。

費用

利用料は無料ですが、特別会員の入会をお願いしています。有料道路・燃料費等の経費は利用者の負担です。また、運転手も利用者で確保してください。(刈羽村民活センター会員が運転業務をお請けすることができます。別途費用が必要です。)

●介護者の集いの開催 (刈羽村受託事業)

介護者同士の交流などを通してリフレッシュしていただき、また、介護技術の普及や介護者の健康相談を行い、無理なく介護が継続できるよう支援を行います。

●車いすの貸し出し (刈羽村受託事業)

●会議開催

理事会 年4回、他隨時開催。
評議員会 年2回、他隨時開催。

●企画広報

社協だより 隔月 年6回発行。
ホームページ随時更新
www.shakyo.or.jp/hp/777/

発行日：平成29年5月25日
社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会